

今回から「遺言書のできる相続対策」をシリーズで解説することとしています。今回は、事業承継の円滑化に遺言書をどのように活用すればよいかなどについて解説します。

## 1. 非上場株式等についての相続税の納税猶予からこの特例の適用を受ける場合

非上場株式等についての相続税の納税猶予を受けようとする場合には、都道府県知事に対して相続開始の日の翌日から8か月以内に認定申請書を提出しなければならないとされています。認定申請書には、その株式等を誰が相続するのかが決まっている、すなわち、遺産分割協議書又は遺言書の添付が必要とされています。

そのため、相続人間での遺産分割協議が調わなかった場合には、非上場株式等についての相続税の納税猶予の適用を受けることができなくなります。

### ● 分割協議が調わなかった場合の問題点

- ① 後継者が5か月以内に代表者に就任 → 役員変更登記に支障がでる
- ② 8か月以内に都道府県知事に認定申請 → 分割協議書を添付できない

## 2. 会社後継者の支配権の確保

未分割遺産である株式は準共有状態にあるため、会社法106条により、株式についての権利を行使するためには、権利を行使する者を一人定め、その氏名をその会社に通知することが必要で、これをしなければ、その会社がその権利を行使することに同意した場合を除き、その株式についての権利を行使することができません。

そのため、遺言書で確実に過半数を超える議決権を、後継者が確保できるようにしておかなければ、被相続人が考える後継者以外の者が経営権を握ることになるかもしれません。

設例で検証します。

### 【A社の概要】

- ① 発行済株式総数 1,000株（すべて普通株式で1株1個の議決権）
- ② 株主構成 父（被相続人）600株、長男（後継予定者）400株

なお、父の相続人は、長男、二男及び長女の三名。

父の遺産分割協議が紛糾しA社株式の分割協議が調わない場合、未分割状態の株式は準共有状態にあるため、会社法106条により、株式についての権利を行使するためには、権利を行使する者を一人定め、その氏名をその会社に通知することが必要で、これをしなければ、その会社がその権利を行使することに同意した場合を除き、その株式についての権利を行使することができません。

この場合、準共有状態にある株式600株の議決権の行使について、相続人の3人がそれぞれ1/3ずつ持分を有していることから、準共有状態にあるA社株式600株についてこの3人のうち2人が合意すれば、過半数をもって議決権を行使する者を選任することができます（平成9年1月28日、平成27年2月19日最高裁判決）。そのため、二男及び長女が合意してA社株式の議決権を行使する者を二男と定め、A社に通知すれば、二男が600株の議決権を行使することができます。その結果、長男が有する議決権数を上回ることになり、二男又は長女が会社の経営権を握ることができず。

また、「会社法106条ただし書きは、準共有状態にある株式の準共有者間において議決権の行使に関する協議が行われ、意思統一が図られている場合にのみ、権利行使者の指定及び通知の手續を欠いていても、会社の同意を要件として権利行使を認めたものと解するのが相当であるところ、準共有者間において準共有株式の議決権行使について何ら協議が行われておらず、意思統一も図られていない場合には、会社の同意があっても、準共有者の1名が代理人によって準共有株式について議決権の行使をすることはできず、準共有株式による議決権の行使は不合法と解すべきである。」（平成24年11月28日東京高裁判決要旨）とする判決の控訴審（平成27年2月19日最高裁判決）においてもその判断が支持されています。

以上のことから、父が長男へ事業を承継させたいと考える場合には、生前贈与によってA社株式の過半数を贈与しておくか、遺言書によって長男がA社株式を相続することができようしておかなければなりません。そうすることで、非上場株式等についての納税猶予の適用を受けることができ、スムーズな事業承継に役立ちます。

（文責：山本和義）